

可燃性液体量の測定

【照会】

引火点を有する液体の成分と引火点を有しない液体の成分を有する物品（例えば、組成比 9 : 1）についても、可燃性液体量は、平成元年 2 月 23 日付け消防危第 11 号消防庁次長通達「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（危険物の試験及び正常に係る部分）並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について」別添 2、5「可燃性液体量の測定方法」により測定するの
か。

【回答】

設問の測定方法は、成分組成が未知の物品についてその可燃性液体量を当該測定方法により確認しても差し支えないものとして定めたものであり、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はないものである。

（平成元年 7 月 4 日 消防危第 64 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知）